

令和7年10月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第[REDACTED]号 損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和3年(ワ)第[REDACTED]号)

口頭弁論終結日 令和7年2月27日

判 決

控 訴 人

(以下「控訴人母」という。)

同所

控 訴 人

(以下「控訴人子」という。)

同法定代理人親権者母

上記兩名訴訟代理人弁護士

西 山 温 子
中 島 広 勝
高 井 信 也
佐 藤 大 志
森 立
林 純 子
有 園 洋 一
児 玉 晃 一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 控 訴 人

同 代 表 者 知 事

同 指 定 代 理 人

東 京 都
小 池 百 合 子
吉 村 征 紘
麻 生 達 士

奥 田 将 史
佐 川 邦 明
加 藤 考 輝

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人母に対し、33万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人子に対し、33万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを7分し、その6を控訴人らの負担とし、その余は被控訴人の負担とする。
- 6 この判決は、第2項及び第3項に限り、被控訴人に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、被控訴人が、第2項につき控訴人母のために33万円、第3項につき控訴人子のために33万円の担保を供するときは、それぞれの仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人母に対し、220万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人子に対し、220万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

- 1 控訴人母と控訴人子は親子である。控訴人母は[]の国籍を有し、控訴

人子は日本国籍を有する。

本件は、控訴人らが、令和3年6月1日に東京都〇〇区内の公園（本件公園）で発生した控訴人らと公園利用者（訴外男性）との間のトラブル（本件トラブル）に関し、警視庁〇〇警察署に所属する警察官ら（本件警察官ら）が任意であることを説明せずに控訴人らを同警察署に連行し、長時間にわたり事情聴取を受けさせるなど、人種、国籍に対する差別意識や偏見に基づく違法な対応をしたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、警視庁を管理・運営する被控訴人に対し、国家賠償法（国賠法）1条1項に基づき、それぞれ慰謝料及び弁護士費用の合計220万円及びこれに対する上記違法行為の日である令和3年6月1日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、本件警察官らの行為について国賠法1条1項の適用上違法があるとは認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人らが控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、次項のとおりに当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決第2の2～4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁13行目の末尾に「本件滑り台は、7段の階段、踊り場、滑り面で構成されており、踊り場の高さは約156cmであった（甲18）。」を加える。

(2) 原判決7頁9行目を次のとおり改める。

「1項 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1号 本人の同意があるとき。

（2号以下は省略）」

(3) 原判決7頁18行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(エ) 第11条 (外部提供の制限)

1項 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（2項以下は省略）」

(4) 原判決10頁12行目の「原告らに対する人種差別にほかならず」を「人種、国籍に対する差別意識や偏見に基づく違法な対応であり、控訴人らに対する人種差別にほかならないから」に改める。

(5) 原判決11頁15行目の「補導室」を「本件補導室」に、12頁17行目の「 」を「 警部補」に、13頁18行目の「解し」を「介し」にそれぞれ改め、15頁5行目の「填補の」を削る。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 控訴人らの補充主張（争点(1)の本件公園における 警部補の控訴人子に対する発言について）

警察の内部文書（甲47）では、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、旅券不携帯、不法残留等何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底した追及、所持品検査を行う」などと記載されているから、 警部補が控訴人子に対し、「お前」、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言することは不自然ではない。外国人を取り締まる立場として無意識のバイアスに触れる機会の多い警察官が、外観上「外国人」と認め、かつ、日本語を解しないと認識した対象者に対し、高圧的な態度で事情聴取に及ぶことは十分にあり得るとの経験則が採用されるべきである。

(2) 被控訴人の補充主張（争点(2)関係）

 警部補が訴外男性に控訴人個人情報を教示した行為は、国民の権利・自由を制限しない活動、すなわち任意手段によって行われたものであるから、

警察法2条1項にいう警察の責務を達成する上で必要であり、かつ、相当な手段・方法によって行われたものであれば、他に個別の法律の根拠がなくても違法と評価されるものではない。本件では、控訴人子は当時3歳の幼児であったから、仮に訴外男性が主張する本件滑り台上における控訴人子の行為が存在したとしても、刑事上の責任を負わないことは自明であり、刑事手続によって当該行為の存否を司法の判断に委ねて解決を図ることは困難であったから、訴外男性のいうように民事訴訟によって解決を図ることには一定の合理性があり、当事者の意思を尊重して民事訴訟を提起するために必要な個人情報を訴外男性に提供することは、本件トラブルの解決に向けた措置として不必要なものではなかった。そして、控訴人母の承諾を得て訴外男性に控訴人個人情報を教示したことは相当性を欠くものでもない。したがって、[REDACTED]警部補が訴外男性に控訴人個人情報を教示したことは、警察法2条1項の趣旨に照らしても許容されるものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原審とは異なり、控訴人らの請求はそれぞれ33万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

次のとおり補正するほかは、原判決第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決16頁18行目の「2、」の次に「控訴人母本人[14、15、32]、」を加え、同行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「長男は、令和3年6月当時小学生であったが、通常、放課後は児童向けデイサービス施設（[REDACTED]）に通っており、そのスケジュールは、午後2時頃に施設の職員が小学校まで長男を迎えに行き、午後5時半頃に職員

が控訴人母にメールで連絡した後、長男を自宅に送り届けるというものであった。(甲5)」

(2) 原判決18頁5行目の末尾に「[]巡査長及び[]巡査長が本件公園に臨場して以降、訴外男性と控訴人ら又は[]との間でもみ合い等の直接的な接触が生じることはなかった。」を、7行目の「[2ないし4]」の次に「、弁論の全趣旨」を、19行目の末尾に「その際、控訴人子は、ベビーカーに乗っていた。」をそれぞれ加える。

(3) 原判決19頁15行目の末尾に改行の上、次のとおり加え、18行目の「警備員から事情を聴いた」を「警備員からの事情聴取をした」に改める。

「また、[]警部補は、訴外男性が[]から暴行を受けた旨訴えたことから、[]警察署の刑事組織犯罪対策課員に連絡し、その後、同課の2名の警察官が本件公園に臨場した。(証人[] [4]、証人[] [10、11])」

(4) 原判決20頁26行目～21頁2行目の「何が起きたのか分からないが、原告子は訴外子のことを蹴ってなどいないし、原告子から目を離してもいないなどと説明した」を「何が起きたのか分からない、控訴人子は訴外子を蹴ってなどいないが、見ていないから詳細な状況は分からないなどと説明した」に、22頁1行目の「甲12」を「甲4、10」にそれぞれ改める。

(5) 原判決24頁1行目の「事情聴取を終えた後、」の次に「長男が施設の職員により[]警察署まで連れて来られるのを待ち、長男到着後の」を、7行目の「(」の次に「甲5、」を、同行目の「証人[]調書[9、21]、」の次に「証人[] [10]、」をそれぞれ加える。

(6) 原判決24頁8行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(9) 訴外男性による投稿等

ア 訴外男性は、本件トラブル以降、インターネット上で、控訴人子の写真に「殺人未遂犯」との表示を付したり、「[]人の殺人未遂犯には気をつけましょう」、「[]に人権はいらない 生まれた国に寄生せずに他所

の国で生かせてもらうこと自体ナンセンス」などと記載したりした投稿を多数行い、その投稿中には、控訴人らが■区に居住することを記載したもの、■区の住民に注意を呼びかけるもの、控訴人母の名を記載したものもあった。(甲9、20)

イ また、訴外男性は、■区の■生活福祉課に電話をかけ、電話に出た職員に対し、「(控訴人母の)住所も電話番号も知っているからどうにでもできる」、「■区を暴力団登録してやる」などと告げたほか、出入国在留管理庁、■大使館等に対しても控訴人らに関する苦情を伝えた。(甲10)」

- (7) 原判決25頁5行目の「かかる見地からすれば」から7行目の「しかしながら、当時3歳の女兒であり」までを次のとおり改める。

「このことからすれば、■の証言を含む供述には一定の信用性の情動的担保があるとみる余地がないではない。

しかし、■の上記供述(以下、本件公園に臨場した■警部補が控訴人子に最初に話しかけた際の状況に関する■の供述を「■供述」という。)を裏付ける客観的な証拠はなく、他に同旨を述べる目撃供述等もない。

また、■が本件公園又はその後に移動した■警察署における事情聴取等の場面において、本件警察官ら又はその他の警察官等に対し、■警部補の控訴人子に対する発言について、抗議や非難をした事実は認められない(なお、■は、令和5年12月5日に実施された原審における証人尋問では、■警部補の言動を見て不信感を覚え、同人に対し、「それはやめたほうがいいんじゃないですか」と述べた旨証言しているが(証人■[18、19])、控訴人ら訴訟代理人弁護士が令和3年7月4日付けで作成した■からの電話聴取書(甲3)や■の令和4年8月4日付け陳述書(甲11)には同旨の記載はなく、他にこれに符合する的確な証拠もないから、上記証言を直ちに採用することはできない。))。

さらに、本件公園から[]警察署に向かう移動中の車内([]警部補は、
控訴人らと同乗していた(証人[] [1 1])).)や[]警察署における事情
聴取等の場面において、[]警部補が控訴人子に対し、「おまえ」と呼び
付けたり、「どうせお前が蹴ったんだろう」などと申し向けてたりするなど、
[]供述に現れているような高圧的な態度を示したことをうかがわせる証
拠もない。

そもそも、控訴人子は、その当時ベビーカーに乗った3歳の女兒であった
上、」

- (8) 原判決26頁9行目～27頁3行目を削り、17行目～24行目を次のと
おり改める。

「また、[]は、本件トラブルに際して本件公園に臨場した本件警察官らは訴
外男性による差別的な発言を制止しなかったと繰り返し述べているところ(甲
3、11、証人[] [4、7])、110番通報に応じて本件公園に臨場した警
察官が、訴外男性が控訴人ら又は[]に対して差別的な発言をしているのを目
の当たりにした状況で、そうした行為を何ら制止することなく放置するという
のは、通常の警察官の行動として明らかに不自然、不合理である。警察官の到
着後は、控訴人ら又は[]と訴外男性との間でもみ合い等の直接的な接触がな
かったという事実経過(認定事実(3))を踏まえると、この点に関する本件警察
官らの陳述書(乙10～12)や証言にあるように、本件警察官らは訴外男性
に対し、控訴人ら又は[]に近付くことや乱暴な言動に及ぶことを控えるよう
に働きかけをしたと認めるのが相当である。そして、[]は、上記のように本
件警察官らが訴外男性の差別的な言動を何ら制止しなかったと証言等をする
一方で、本件警察官らと訴外男性がやり取りをする中で本件警察官らがどのよ
うな話をしたかは聞こえなかったので分からないとも証言しているから(証人
[] [2 1])、[]の上記証言等は、本件警察官らが訴外男性に対してその言
動を制止する働きかけをしていた可能性がある状況が存在することを認識し

ながら、本件警察官らは何らの制止行動をしなかったと一方的かつ断定的に述べたものであり、このような[]の供述態度は、その証言を含む供述全体の信用性を大きく損なうものといわざるを得ない。

加えて、証拠（甲9、11〔2、3〕、20、証人[]〔2～4、11、18〕）及び弁論の全趣旨によれば、[]は、本件トラブルが発生して訴外男性と控訴人母との間に入った際、[]の手が訴外男性の身体に触れたとして、同人から「暴行で訴える」、「カス」、「生きる価値ない」、「俺の年収は3000万あるから、年収3000万以下は人ではない」などと暴言を吐かれたこと、訴外男性が[]からの暴行被害を訴えたために[]警察署の刑事組織犯罪対策課員の警察官2名が本件公園に臨場したこと（認定事実(4)イ）、[]は、本件公園から[]警察署に移動して、訴外男性に対する暴行の参考人として事情聴取を受けたこと、その後、訴外男性がインターネット上で「暴行の被疑者」又は「犯罪者」との表示とともに本件公園で撮影した[]の顔写真を投稿したことなどの事実が認められる。このように、[]は、自らに暴言を吐いた訴外男性の被害申告に基づき[]警察署において事情聴取を受けるという負担を強いられた上、同人により自らの顔写真を無断でインターネット上に投稿されるという被害にも遭っているのであるから、訴外男性に対する暴行加害について事情聴取をした本件警察官らの対応に不信感を抱いたとしても不自然ではない。そうすると、[]と控訴人らとの間に直接の利害関係はないとしても、訴外男性や本件警察官らとの関係では、もはや全くの第三者であるということとはできないから、[]供述について信用性の情況的担保があるということとはできない。」

(9) 原判決28頁12行目～19行目を次のとおり改める。

「そして、[]警部補が控訴人子に話しかけた際の状況について、[]警部補と[]巡査長がその口裏を合わせて虚偽の証言等をしていることを具体的に疑わせるような事情も見当たらない。

(9) 以上によれば、[]警部補や[]巡査長がいずれも[]警察署の警察官であり、抽象的には[]警部補又は[]警察署に有利な証言を作出するおそれがないではないことを踏まえても、[]供述について、[]警部補及び[]巡査長の証言等を上回る信用性があるとは認められない。」

(10) 原判決31頁1行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、控訴人母は、本件警察官らから[]警察署への同行を求められた際、障害を持っている長男がいるので一度帰宅したいと申し出た事実はあるものの（認定事実(5)ア）、長男は、通常、午後2時頃に小学校に迎えに来た施設の職員と共に施設に向かい、数時間の滞在後、午後5時半頃に職員により自宅に送り届けられていたのであるから（同(1)）、控訴人母が[]警察署に移動する午後3時頃の時点で長男のために帰宅する必要性は高いものではなく、控訴人母が警察署への同行を拒否する強い理由となるものではない。したがって、控訴人母が上記発言をしたことをもって、控訴人らの[]警察署への同行が強制的に行われたものということとはできない。」

(11) 原判決33頁16行目の「、同じ日の夕方頃」から26行目～34頁1行目の「困難といわざるを得ない。」までを「述べるが（甲10）、仮に控訴人母との間でそのような会話があったとしても、これらの事実は、直ちに控訴人母と[]との通話がされた時間帯に控訴人子が単独で事情聴取を受けていたことを裏付けるものではない。」に改める。

(12) 原判決36頁6行目の末尾に「なお、控訴人らは、控訴人母が原審で供述した「番号を教えるまでは、家に帰さないと言われた」というのは、警察を通じて訴外男性に電話番号を教えることを拒否するのであれば家に帰さないと言われたという趣旨である旨主張する。しかし、控訴人母は、[]警察署では最後まで訴外男性に電話番号を教えることを承諾しなかった旨供述しているにもかかわらず（控訴人母本人[12]）、長男が[]警察署に到着すると、警察官から特に引き留められることなく[]警察署を出て帰宅して

いるのであり（認定事実(8)イ）、控訴人らの上記主張は、控訴人母の供述や証拠から認定される事実経過との整合性を欠くものであり、これを採用することはできない。」を加える。

3 争点(1)（本件警察官らの控訴人らに対する事情聴取等の内容ないし態様につき、国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか）について

(1)のとおり補正し、(2)のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決第3の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 原判決39頁10行目の「捜査機関の裁量に」を「捜査機関の」に改める。

イ 原判決40頁14行目の末尾に「控訴人らの写真撮影について付言すると、訴外子が本件滑り台の階段を上っていた際に控訴人子が滑り面側から本件滑り台を上り、上部の踊り場に設置されたアーチ状の部分にぶら下がったまま、足を突き出すようにして訴外子を蹴ったという訴外男性が訴える内容（認定事実(4)イ）は、それ自体訴外子の生命・身体に重大な結果が生じかねない態様であって、軽微な事案ではないから、本件トラブルの関係者の容貌を写真撮影して記録化することは、警察が組織としてこの事案に対応する上で必要性があることは否定し難く（なお、訴外男性及び訴外子についても写真撮影がされている（証人[18]。）、また、控訴人母は控訴人らの写真撮影について積極的に異議を述べることなく応じているから、仮に、控訴人らが内心では写真撮影に消極的な心情を有していたとしても、控訴人らの写真を撮影した行為が社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱するものというのは困難である。」を加える。

ウ 原判決40頁17行目～18行目の「実施されたことが認められるが、前記2(2)において認定し説示したとおり」を次のとおり改める。

「実施されたことが認められるところ、一般に3歳の幼児（以下「3歳児」という。）が警察官から親権者等の同席のない場で事情聴取を受けることに

より同児に生じ得る心身の負担や3歳児の記憶の再現性及び表現力の乏しさを考慮すると、警察官が親権者等の同席のない場で3歳児から事情聴取を行う必要性、有用性が認められる場面は限定的であるというべきであるものの、1回目の事情聴取では、控訴人母は、控訴人子が訴外子を蹴った事実はないと述べる一方で、見ていないから詳細な状況は分からないと曖昧な説明をしていたこと（認定事実(5)ウ）、2回目の事情聴取では、[REDACTED] 巡査部長が控訴人子に対し、本件滑り台上部の踊り場のアーチ状の部分を両手で掴んでぶら下がったことがあったかどうか尋ねると、控訴人子が“Yes、swing、swing.”と答えたが、その際、控訴人母が“No.No.”などと話して控訴人子の説明を遮ったこと（同(7)ア）からすると、親権者である控訴人母が同席しない場で控訴人子から改めて事情聴取を実施する必要性がなかったとまではいい難い。そして、認定事実(7)のとおり」

エ 原判決41頁2行目の「証人[REDACTED] 調書[2]」の次に「、控訴人母本人[32]」を加え、5行目の「解した」を「介した」に改める。

オ 原判決42頁25行目の「を始めとした複数の知人」を削る。

カ 原判決43頁21行目の「本件警察官らにおいて」から22行目の末尾までを次のとおり改める。

「控訴人子が3歳児であり、訴外子に対する暴行について何らかの処分が科されることが想定される事案ではないことを踏まえても、本件警察官らにおいて控訴人らから詳細な事情を聴取する必要性、緊急性に乏しかったとはいいい難い。そして、控訴人らが日本語に精通していないこと、本件警察官らが本件公園に臨場した際、周囲には10人～15人程度の人が集まっており（証人[REDACTED] [20]）、控訴人らを含む関係者らのプライバシーを保護する必要があったことを考慮すると、本件公園から[REDACTED] 警察署に移動して、警察業務に関する通訳を専門とする部門に所属する通訳員（乙13）による通訳を介して事情聴取をすることとした[REDACTED] 警部補らの判断は

不合理なものではない。また、前記2(3)のとおり、控訴人らにおいて積極的に[]警察署への同行に同意し、又はこれに協力したとはいえないまでも、[]警部補らが、控訴人らが明確に拒絶しているにもかかわらず、強制的に[]警察署に連行したとは認められないから、控訴人らを[]警察署へ同行したことが、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を逸脱するものとは認められない。」

キ 原判決44頁1行目の「抱いていなかったことがうかがわれるのであつて」の次に「(控訴人らが当審で提出した臨床心理士作成の意見書(甲44)には、控訴人子が撮影に応じたことやその際にピースサインをしている所作、表情が、同人に緊張や怯えの心情がないことや嫌がっていないことを示すとは限らない旨の指摘があるところ、仮に同意見書の見解が是認し得るものであるとしても、ピースサインをして写真に写る控訴人子の表情は、少なくとも控訴人子が警察官に対する緊張や怯えの心情を抱えていたことを示すものということとはできない。)」を加える。

ク 原判決45頁13行目の「人種」から14行目の「背景として」までを「人種、国籍に対する差別意識や偏見を背景として」に改める。

(2) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

ア 本件公園における[]警部補の控訴人子に対する発言について

控訴人らは、警察の内部文書では、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、旅券不携帯、不法残留等何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底した追及、所持品検査を行う」などと記載されているから、[]警部補が控訴人子に対し、「お前」、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと発言することは不自然ではなく、外国人を取り締まる立場として無意識のバイアスに触れる機会の多い警察官が、外観上「外国人」と認め、かつ、日本語を解しないと認識した対象者に対し、高圧的な態度で事情聴取に及ぶことは十分にあり得るとの経験則が採用されるべきである旨主張する。

確かに、愛知県警察本部地域部地域総務課が作成した執務資料（甲４７）の「不良来日外国人の発見」との項目中には、控訴人らが指摘する記載があることが認められる。しかし、上記記載は、その内容の当否は措くとして、少なくとも「不良来日外国人の発見」時を念頭においたものであって、子ども同士のトラブルを発端とする本件トラブルについて当然に当てはまるものではない。また、控訴人らが主張するとおり、外観上「外国人」と認め、かつ、日本語を解さないと認識した対象者に対し、警察官が高圧的な態度で事情聴取に及ぶ可能性を抽象的には観念する余地があるとしても、ベビーカーに乗った状態の３歳児である控訴人子に対し、本件公園に臨場したばかりの■■■■警部補がいきなり「おまえ」と呼び付けたり、「本当に日本語しゃべれねえのか」などと高圧的に申し向けたりするということは、１１０番通報に応じて本件トラブルの発生原因について捜査の端緒を得ようとする段階の警察官の所為として容易には想定し難い不自然なものであって、■■■■警部補がそのような言動に及ぶことを推認させる経験則があるということとはできない。控訴人らに対する訴外男性の言動は、差別的で決して許されるものではないものの、本件証拠上、本件警察官らが控訴人らに人種、国籍に対する差別的意識や偏見に基づく対応をしたと認めるに足りる証拠はない。また、本件公園での事情聴取、■■■■警察署への同行、同警察署での事情聴取及び控訴人子の写真撮影については、発端となった本件トラブルの内容・性質や控訴人子の年齢等に照らして、事後的に振り返ってみれば控訴人らの負担がより軽くなるような対応をする余地があり得たとしても、そのことは上記各場面で本件警察官らに職務上の注意義務違反があったことを直ちに意味するものではなく、国賠法１条１項の適用上違法と評価されるものではない。

したがって、控訴人らの上記主張は、採用することができない。

イ その他、控訴人らは種々主張するが、いずれも争点(1)に関する当裁判所の

認定判断を左右するものではない。

4 争点(2) (警部補が訴外男性に控訴人個人情報を提供したことにつき、
国賠法1条1項の適用上違法があるといえるか) について

(1) 都条例3条2項所定の職務上の注意義務違反の有無について

ア 都条例3条2項は、「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」旨規定するところ、被控訴人は、同条例の解説において、同項にいう「みだりに」とは、社会通念上適当な理由があると認められない場合をいい、「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは、自己の権限・事務に属する場合であっても正当な理由がなく知らせる場合をいうと説明している(甲21の1、乙8参照)。

また、本件トラブルに関する事情聴取により 警部補が取得した控訴人個人情報は、都条例上の実施機関(警視総監)の職員である 警部補において職務上取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものであるから(都条例2条1項～3項)、都条例3条2項にいう個人情報に該当する。

したがって、 警部補は、都条例3条2項に基づき、控訴人個人情報を社会通念上適当な理由がないのに他人に知らせてはならないという職務上の注意義務を負っていたものと認められる。

以上を前提として、 警部補が訴外男性に控訴人個人情報を提供したことが、上記職務上の注意義務に違反するか否か検討する。

イ 認定事実(8)アのとおり、 警部補が訴外男性に控訴人個人情報を提供するのに先立ち、 巡査部長は、 通訳員の電話による通訳を介して、控訴人母から控訴人らの連絡先を訴外男性に提供することについて承諾を得ている。

しかし、訴外男性は、本件トラブルに際し、控訴人らに対し、「外人は帰

れ、「外人は生きている価値はない」、「税金の無駄遣い」などと暴言を繰り返し（認定事実(2)）、本件公園に臨場した[]巡査長の面前でも、控訴人母を指さしながら「あの女の在留カードを確認しろ」、「傷害だ」、「年収3000万円以下の人はごみだ、くずだ」などと発言し（同(3)）、さらに、その後に臨場した[]警部補や[]巡査部長の面前でも「年収3000万以下はかすだ」と発言している（証人[] [20]、証人[] [17]）。また、[]警部補は[]巡査長又は[]巡査長から訴外男性に乱暴な言動があった旨の報告を受け（証人[] [20]）、[]巡査部長も[]巡査長から控訴人母が訴外男性から怒鳴られたとの報告を受けるとともに（なお、[]巡査長は、訴外男性が「あの女の在留カードを確認しろ」、「なんでこんな外人を日本に入れるんだ」などと発言するのを確認しているから（乙10 [2]、証人[] [2]）、[]警部補や[]巡査部長に対する上記各報告においては、訴外男性が控訴人らに対する差別意識をもって乱暴な言動に及んでいることも伝えられたと推認するのが相当である。）、訴外男性が興奮した状態にあることも確認していたものである（証人[] [1、2]）。そうすると、[]警部補や[]巡査部長は、訴外男性が控訴人らに対する差別意識から乱暴な言動を繰り返している人物であって、控訴人らに対して強い怒りの感情を有しているとともに、本件トラブルに際して[]の手が訴外男性の身体に触れたことを暴行として警察に被害申告するような攻撃性の高い性質を持った人物であることも承知していたのであるから（認定事実(3)～(5)）、訴外男性が控訴人個人情報を取得した場合には、これを悪用して、インターネット上の投稿やストーカーまがいの行為等の方法により、控訴人らの国籍、人種又は人格等に対する誹謗中傷をする顕著な危険性があることを認識し又は容易に認識し得たといえることができる。そして、上記のような危険性の有無は、訴外男性に対する控訴人個人情報の提供について、控訴人母による承諾がされたか否かに左右されるものではない。また、警察活動において、刑事

事件とはならない当事者間の紛争を認知した場合に、当該紛争の円満な解決を図る一環として、民事訴訟の手続を進めたいという一方当事者の意思を尊重し、訴えの提起に必要となる相手方の個人情報とその承諾を得て提供するという実務があるとしても、個人情報の提供そのものは法令で定められた警察官の職務上の義務として行われるものではなく、個人の生命、身体及び財産の保護という警察の責務（警察法2条）の一内容としてその裁量により行われるものにすぎない（現に本件でも■は自己の個人情報を訴外男性に提供することを拒否したため、同人の個人情報は訴外男性に提供されていない（証人■[8]、弁論の全趣旨）。）。したがって、当事者の一方が個人情報の提供を承諾したとしても、その提供により当該個人に不利益が生じることが容易に予見されるような場合にまで、当該個人情報の提供について社会通念上適当な理由があると評価することはできない。

以上によれば、本件においては、■警部補は、控訴人らに対し、控訴人母の承諾があつたとしても、訴外男性に対して控訴人個人情報を提供してはならないという職務上の注意義務を負っていたというべきである。

それにもかかわらず、■警部補は、訴外男性に対して控訴人個人情報を提供したのであるから、都条例3条2項所定の職務上の注意義務に違反したものと認められる（以下、これを「本件違法行為」という。）。なお、■警部補は、控訴人個人情報の提供に当たり、訴外男性に対し、民事訴訟という目的以外での使用は厳に慎むよう告げている（認定事実(8)イ）。これは都条例11条1項（前提事実(5)ア(エ)）を考慮した措置であるとみられるが、訴外男性の控訴人らに対する乱暴な言動の執拗性やその攻撃性の高さからすると、控訴人らの国籍、人種又は人格等に対する誹謗中傷を防止する措置として不十分なものといわざるを得ない。

(2) 当審における被控訴人の補充主張について

被控訴人は、民事訴訟を提起するために必要な個人情報を訴外男性に提供す

ることは、本件トラブルの解決に向けた措置として不必要なものではなく、控訴人母の承諾を得て訴外男性に個人情報を教示したことは相当性を欠くものでもないから、[]警部補が訴外男性に控訴人個人情報を教示したことは、警察法2条1項の趣旨に照らしても許容されるものである旨主張する。

しかし、一般的には被控訴人が上記主張する対応が妥当する事案があることは否定し得ないものの、前記(1)のとおり、本件では、[]警部補及び[]巡査部長において、訴外男性が控訴人個人情報を取得した場合には、これを悪用して、インターネット上の投稿等の方法により、控訴人らの国籍、人種又は人格等に対する誹謗中傷をする顕著な危険性があることを認識し又は認識し得たのであるから、控訴人個人情報の提供について控訴人母の承諾があることを踏まえても、これを訴外男性に提供した行為は、都条例3条2項所定の職務上の注意義務に違反するものといわなければならない。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 以上によれば、その余の点（都条例10条2項又は同条3項の職務上の注意義務違反の有無）を検討するまでもなく、[]警部補による訴外男性に対する控訴人個人情報の提供は、国賠法1条1項の適用上違法であると認められる。

5 争点(3)（控訴人らの損害の有無及びその額）

(1) 慰謝料について

個人の住所、氏名及び電話番号がみだりに第三者に知られることは、当該個人の社会生活上多大な不利益を生じかねないものであり、警察官の注意義務違反により控訴人個人情報が第三者に提供されたこと自体が控訴人らに著しい精神的苦痛を負わせるものである。また、訴外男性は、本件トラブル以降、控訴人子の写真に殺人未遂犯と表示したり、控訴人らを「[]」などと呼称した差別的な文言とともに控訴人らの住居が[]区に所在することや控訴人母の名などを記載したりした投稿を多数行うとともに、控訴人らの個人情報を有しているからどのような手段も取れることを示して、[]区の[]生活福祉課に

控訴人らについて苦情を申し入れるなどしている（以上、認定事実(9)）。これらの行為は、いずれも訴外男性によるものではあるが、控訴人個人情報の提供が訴外男性による上記各行為の一因となったことは否定し難く、慰謝料額の認定に当たりこれを軽視することはできない。以上に加え、本件に顕れた一切の事情を勘案すると、控訴人らの慰謝料は、それぞれ30万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用について

本件訴訟の内容・性質、上記(1)で認定した慰謝料の額等を考慮すると、本件違法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、それぞれ3万円と認めるのが相当である。

(3) 合計 各33万円

6 小括

以上によれば、被控訴人は、控訴人らに対し、本件違法行為について、国賠法1条1項に基づき、それぞれ33万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があると認められる。

第4 結論

以上の次第で、控訴人らの請求は、それぞれ33万円及びこれに対する令和3年6月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なり、控訴人らの請求を全部棄却した原判決は一部失当であり、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更し、認容部分につき、仮執行宣言を付すとともに、被控訴人の申立てにより担保を条件とする仮執行免脱宣言を付すこととして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官

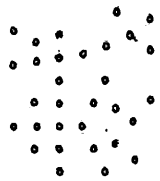
萩本 修

裁判官

齋藤 巖

裁判官

福田 敦



これは正本である。

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

東京高等裁判所第 1 9 民事部

裁判所書記官 松田 麻紗子

